

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第39回理事会

平成11年3月

平成 11 年 3月23日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第39回理事会議事次第

【議 題】

- (1) 第1号議案 平成11年度事業計画(案)及び予算案承認について
- (2) 第2号議案 平成10年度予算の一部変更について
- (3) 第3号議案 人事について(評議員の選出)
- (4) 基金をとりまく状況について(別紙参照)

添付資料一覧

第39回理事会

平成 11 年 3 月 23 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【議 題】

- (1) 第1号議案 平成11年度事業計画(案)及び予算案承認について 1～3
- (2) 第2号議案 平成10年度予算の一部変更について 4～5
- (3) 第3号議案 人事について(評議員の選出) 6
- (4) 基金をとりまく状況について(別紙参照)

平成 11 年度事業計画(案)

(平成 11 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日)

平成 11 年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業、女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を以下のとおり行うものとする。

1 国民的な償いを表す事業

2 医療・福祉支援事業等

3 女性の名誉と尊厳を守るための事業

(1) 啓発事業

- ・ポスター、新聞広告、読本、地方対策会議等による女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発の実施

(2) NGO 広報活動支援事業

- ・女性の名誉と尊厳を守る事業を行う NGO、被害女性救済事業を行う NGO の広報・啓発活動への支援

(3) 国際会議事業(国際機関等と共催するものを含む。)

- ・今日的な女性問題をテーマに国際会議を開催し、また諸外国の NGO、学識者等との意見交換の実施

(4) 調査研究事業

- ・女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態や原因の究明及び対策を講じるための調査研究
- ・歴史の教訓とするために、いわゆる従軍慰安婦問題関連の史資料を収集、整理

(5) 総合相談センター事業

- ・名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性に対するカウンセリングの実施
- ・今日的な女性問題に関する相談活動を行っているボランティアに対する相談の実施

(6) メンタルケア技術開発事業

- ・名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性の視点に立ち精神的・心理的側面を庇護し得る技術の研究・開発の実施

平成11年度予算(案)

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1 収入の部

(単位: 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業外収入	1,026,277,000	957,888,000	68,389,000	
基本財産収入	0	0	0	
基本財産運用収入	200,000	250,000	△ 50,000	
寄附金収入	557,000,000	518,000,000	39,000,000	
補助金収入	303,249,000	355,960,000	△ 52,711,000	政府より
拠出金収入	165,678,000	80,678,000	85,000,000	政府より
借入金収入	0	1,000,000	△ 1,000,000	
雑収入	150,000	2,000,000	△ 1,850,000	
当期収入合計 (A)	1,026,277,000	957,888,000	68,389,000	
前期繰越金収支差額	766,832,000	970,599,000	△ 203,767,000	
収入合計 (B)	1,793,109,000	1,928,487,000	△ 135,378,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業費	1,275,329,000	1,404,306,000	△ 128,977,000	
償い金支給費	366,000,000	460,000,000	△ 94,000,000	
女性名誉尊厳事業	187,846,000	242,307,000	△ 54,461,000	
支援事業	20,975,000	64,808,000	△ 43,833,000	NGO 広報活動支援
委託事業	13,279,000	13,191,000	88,000	調査研究
啓発事業等	153,592,000	164,308,000	△ 10,716,000	一般啓発 イベント等
医療・福祉支援事業等	721,483,000	701,999,000	19,484,000	
管理費	115,001,000	113,254,000	1,747,000	
人件費	73,291,000	74,792,000	△ 1,501,000	
事務費	41,710,000	38,462,000	3,248,000	
基本財産取得支出	0	0	0	
固定資産取得支出	0	0	0	
借入金返済支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
借入金返済支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
特定預金支出	402,000	399,000	3,000	
退職引当金預金支出	402,000	399,000	3,000	
予備費	10,000,000	400,000,000	△ 390,000,000	
予備費	10,000,000	400,000,000	△ 390,000,000	
当期支出合計 (C)	1,400,732,000	1,918,959,000	△ 518,227,000	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 374,455,000	△ 961,071,000	586,616,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)	392,377,000	9,528,000	382,849,000	

平成11年3月23日

総理府外政審議室

平成11年度 女性アジア平和友好活動事業費等補助金の概要

(単位:千円)

			平成10年度 (当初予算)	平成11年度 (当初予算)	平成11年度 交付予定額
女性のためのアジア平和国民基金			400,003	337,881	303,249
運営経費			115,821	117,771	115,403
一般事務	人件費(退職引当金含む)、社会保険料、新聞購読料、電話料、光熱水道料、事務所借料、タクシー代金、租税公課(都民税)など(うち人件費)		98,132 (75,191)	99,337 (75,820)	99,164 (73,693)
運営審議会等経費	理事会、運営審議会、評議員会、記者懇談会の開催に必要な経費		3,565	3,603	2,465
民間支援会議関連事務費	東京及び地方において資金面(募金活動)で支援を得るための会議の開催に必要な経費		1,338	1,351	317
海外事情調査費	元慰安婦をはじめ女性の名誉と尊厳に関わる海外の実情を調査するための経費(海外出張旅費)		12,786	13,480	13,457
女性尊厳事業費			284,182	220,110	187,846
啓発事業費			154,335	148,767	126,446
一般啓発事業経費	今日的な女性問題について、国民一般に対して、新聞・雑誌広告の掲載、ポスター、パンフレットの作成・配布により啓発を行うための経費		121,323	121,330	103,646
Q & A 作成事業経費	成年男性や若い女性向けに女性尊厳の重要性を理解してもらうための小冊子の作成・配布のための経費		11,175	11,655	9,906
地方対策会議事業経費	地方公共団体職員・地方のNGO構成員を対象に女性の尊厳侵害の実態・これに対する国際的な動き、今日的な女性問題の重要性等を研修するため、地方で会議を開催するための経費		21,837	15,782	12,894
事前防止事業費			114,058	55,958	48,320
NGO広報活動支援事業経費	女性の名誉と尊厳を守る事業を行うNGO、被害女性救済事業を行うNGOの広報・啓発活動費支援のための経費(広報・啓発用パンフレット作成経費の支援やセミナー開催経費の支援)		<76,244>	24,675	20,975
(広報活動支援事業経費)	NGOが行う広報活動(パンフレット作成)を支援するための経費		18,711	-	-
国際会議事業経費	今日的な女性問題をテーマに国際会議を開催するための経費		22,295	15,661	14,066
調査研究事業経費	今日的な女性問題の実態・原因・対策等を究明するための調査研究委託経費(援助交際の実態調査など)		15,519	15,622	13,279
被害者救済事業費			15,789	15,385	13,080
総合相談センター事業経費	家庭内暴力や性的暴力などの被害者、ボランティアに対して、基金がカウンセリング業務を行うために必要な経費		8,850	9,015	7,663
メンタルケア技術開発事業経費	効果的なカウンセリングを実施するための技術開発に必要な経費		6,939	6,370	5,417
(民間シェルター支援事業経費)	民間シェルターが行う啓発事業(パンフレットの作成)を支援するための経費		57,533	-	-

「女性のためのアジア平和国民基金関係事業拠出金」

【平成11年度予算】

平成11年3月23日

外務省地域政策課

平成11年度予算額	165,678千円(80,678千円)
(予算内訳) 韓国	28,980千円(28,980千円)
比	7,758千円(7,758千円)
台湾	5,940千円(5,940千円)
インドネシア	38,000千円(38,000千円)
関	85,000千円()

()内は平成10年度予算額

平成10年度予算一部変更(案)

平成10年4月1日から平成11年3月31日まで

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1 収入の部

(単位:円)

科 目	当 初 予 算 額	補 正 増 減 額	改 予 算 額	備 考
事 業 外 収 入	1,001,931,000	△ 44,043,000	957,888,000	
基本財産収入	0	0	0	
基本財産運用収入	250,000	0	250,000	
寄附金収入	518,000,000	0	518,000,000	
補助金収入	400,003,000	△ 44,043,000	355,960,000	政府より
拠出金収入	80,678,000	0	80,678,000	政府より
借入金収入	1,000,000	0	1,000,000	三和銀行より
雑収入	2,000,000	0	2,000,000	
当期収入合計 (A)	1,001,931,000	△ 44,043,000	957,888,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	当 初 予 算 額	補 正 増 減 額	改 予 算 額	備 考
事 業 費	1,446,181,000	△ 41,875,000	1,404,306,000	
償い金支給費	460,000,000	0	460,000,000	
女性名誉尊厳事業	284,182,000	△ 41,875,000	242,307,000	
支 援 事 業	76,244,000	△ 11,436,000	64,808,000	NGO 広報活 動支援
委 託 事 業	15,519,000	△ 2,328,000	13,191,000	調査研究
啓 発 事 業 等	192,419,000	△ 28,111,000	164,308,000	一般啓発 アンケート等
医療・福祉支援事業等	701,999,000	0	701,999,000	
管 理 費	115,422,000	△ 2,168,000	113,254,000	
人 件 費	74,792,000	0	74,792,000	
事 務 費	40,630,000	△ 2,168,000	38,462,000	
基本財産取得支出	0	0	0	
固定資産取得支出	0	0	0	
借入金返済支出	1,000,000	0	1,000,000	
借入金返済支出	1,000,000	0	1,000,000	
特 定 預 金 支 出	399,000	0	399,000	
退職引当金預金支出	399,000	0	399,000	
予 備 費	400,000,000	0	400,000,000	
予 備 費	400,000,000	0	400,000,000	
当期支出合計 (C)	1,963,002,000	△ 44,043,000	1,918,959,000	

アジア女性基金評議員

1999.3.23 現在

赤松 良子

- ・元文部大臣（元労働省婦人局長・駐ウルグアイ大使、婦人問題担当室長）
- ・文京女子大学教授

石原 一子

- ・元株式会社高島屋常務
- ・日本スーパ株式会社 ディレクター

枝村 純郎

- ・元駐ロシア大使
- ・株式会社大和総研顧問、住友商事株式会社顧問

熊崎 清子

- ・日本労働組合連合会副事務局長

野田 愛子

- ・元札幌高裁長官
- ・弁護士

紀 嘉一郎

- ・元総務庁官房審議官
- ・株式会社博報堂顧問

「慰安婦」関係資料委員会各位

拝啓

日一日と春の訪れを感じるきょうこのごろです。

さて、今年に入って、委員会の開催通知を差し上げていないことについて、お詫びもうしあげます。来る3月31日で委員の任期も切れますので、一度、お集まりいただくことも考えてみたのですが、格別の議題もなく、研究報告をしていただく予定もないので、お忙しい方々にわざわざご足労いただくこともあるまい、と判断いたしました。ご了承いただければ幸いです。

かえりみれば、1996年10月22日の委員会発足から約2年半の間に、21回の委員会を開き、各地に調査チームを派遣し、報告会・研究会を行い、文献目録・資料集・調査報告書を刊行することができました。韓国などもう少し調査したいところが残ってしまいましたが、ほぼ当初の目的を達成できたと思います。

これもひとえに皆様のご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

なお、「慰安婦」関係資料委員会の今後については、現在、アジア女性基金内部で検討中です。遠からず結論が出され、「歴史の教訓とする事業」はなんらかの形で続けられると思います。

今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1999年3月12日

「慰安婦」関係資料委員会委員長・高崎宗司



伊勢桃代様

3. 23. 高崎宗司

前略。今日の理事会に下の文書（「慰安婦」関係資料委員会の活動報告とお願いです）を配付していただくことをお願いいたします。昨夜、和田さんと相談した結果です。よろしくお願い申し上げます。

理事の皆様へ

1999年3月23日、「慰安婦」関係資料委員会委員長・高崎宗司

アジア女性基金の「「慰安婦」関係資料委員会」の件につきまして、ご報告申し上げると同時に、「歴史の教訓とする事業」の今後の方針についてご検討いただければ幸いと考え、お手紙を差し上げるしだいです。

委員会は1996年10月22日の発足から約2年半の間に、21回の委員会を開き、アメリカ・沖縄など各地に調査チームを派遣し、報告会・研究会を行い、『「慰安婦」関係文献目録』『政府報告「従軍慰安婦」関係資料集成』『「慰安婦」問題調査報告』を刊行してきました。

韓国などもう少し調査したいところが残っています。しかし、委員の任期は来る3月31日までです。そこで、資料委員会副委員長の和田春樹氏・基金事務局長の伊勢桃代氏・私との3人で相談し、いったん3月いっぱいまで幕を引き、今後のことは改めて理事会で決めていただくことにしました。また、3月9日には、この間、委員会の活動にとりわけ積極的に協力してくださった基金外部の資料委員（筑波大の波多野澄雄氏と慶応大の倉沢愛子氏）をお招きして、感謝の気持ちをお伝えするとともに、こちら側の考えを説明して、ご了解をいただきました。この方針をお認めいただければ幸いです。

ところで、問題は今後についてです。ご存じのように、「歴史の教訓とする事業」は、基金の3つの柱の1つですから、やめてしまうわけにはいかないと思います。波多野氏や倉沢氏も続けることを望んでおられます。また、『資料集成』や『調査報告』は、韓国の対協からも好意的に受け取られ、日本のある歴史家からは、「こういう形で研究が進められることが問題解決につながる」というように評価されています。「歴史の教訓とする事業」をなんらかの形で続けることを再確認いただければ幸いに存じます。

取り急ぎ用件のみ申し上げます。

1999年 3月 17日

関係者各位

反差別国際運動
理事長 エマ・カ・フェルナン
反差別国際運動日本委員会
理事長 武者小路 公秀

「従軍慰安婦」問題の被害者に対する国家補償問題に関する
反差別国際運動の見解について

謹啓

日頃よりの、反差別国際運動ならびに反差別国際運動日本委員会の諸活動への多大なるご協力・ご支援に深く感謝申し上げます。

反差別国際運動は、表記問題に対して、これまで一貫して、「従軍慰安婦」問題の被害者に対する日本政府による国家責任の明確化と国家補償とを求めてきました。国連人権委員会およびその付属諸機関でもその旨の発言をし、またクマラスワミ報告の勧告の実施を日本政府に求める署名運動などにも参加してきました。

今回、反差別国際運動及び同日本委員会の活動への助成をアジア女性基金から受けることについて、表記の方針に変更があったのか、という問い合わせを受けましたので、ここに改めて日本国家による補償を求める方針が変わりがないことを明確にするものであります。

反差別国際運動日本委員会が、本年2月20日に開催しました理事会では、この点についての再確認が行われました。反差別国際運動及び同日本委員会としましては、現在進められている国会における真相究明法案、「従軍慰安婦」賠償法案の成立をめざす運動に参加していきます。

また、反差別国際運動及び同日本委員会としましては、クマラスワミ報告に明快に指摘されているところにしたがって、女性に対する暴力の最も許しがたいこの性奴隷制に対して、国家がその責任を認めて賠償する法的責任を持っているとともに、また類似の女性の人権侵害が続いていることに対して、これを撤廃する道義的な責任をも持つことを確信しております。

したがって、今日における女性の人身売買問題は「従軍慰安婦」という国家軍事性奴隷制度の延長線上にあるものであり、従軍慰安婦問題に対する道義的対応と深く結びついています。反差別国際運動は、アジア女性基金の「女性の人権に関する今日の問題への自立活動支援」がそのような認識のもとに行われているものと考えています。

しかし、アジア女性基金のこの活動が、「償い金」支給の活動とともに、日本政府が国家補償責任を解除する「正当化」につながるがあるとすれば、当然ながらこれを容認することはできません。アジア女性基金からの助成を受ける決定をしたのは、同基金への寄付を行った多くの市民の中でも、同基金の中心メンバーの間でも、多くの方々が、国家補償を要求していることを確認できたからであります。

反差別国際運動及び同日本委員会としましては、アジア女性基金を国家補償の代替物のようにして、国連の場で宣伝されることのないよう、その活動が日本国家補償の問題の帰趨の如何に関わらず道義的に必要な活動であることを国際社会に対して明快に説明されまうようアジア女性基金の配慮を要望していますことを付言しておきます。

敬具

反差別国際運動 (IMADR) 御中

公開質問状

「女性のためのアジア平和国民基金」助成について

I VAWW-NET Japanの「国民基金」についての見解

第二次世界大戦中に、日本軍「慰安婦」制度（性奴隷制）の犠牲になった女性は韓国、フィリピンなど20万人にものぼるといわれていますが、90年代になって被害女性が初めて名乗り出て、日本政府に対して真相究明、国家賠償と公式謝罪、責任者処罰などを要求するようになりました。しかし、日本政府は戦後補償問題はすでに解決済みだとして法的責任を否定し続け、補償を拒否しています。

このため、日本政府を非難するアジアの被害国や国際世論が強まる中で、日本政府は道義的責任だけはやっと認め、1995年に「女性のためのアジア平和国民基金」（国民基金）を設立しました。それは国家賠償を支払わないために、民間からの基金で被害女性に「償い金」を支払う仕組みです。98年夏、国連人権委員会小委員会で採択されたマクドゥガル報告は、「国民基金」は、被害者個人に公式に法的賠償をするという日本政府の責任を果たすことにならないと明記しています。

「国民基金」の中に「女性尊厳事業」と称して国家予算で女性への暴力などの問題で活動をしているNGOに助成する事業があって、2億8千4百万円もの予算（98年度）が割り当てられています。そして、「国民基金」が女性の人権を守る急先鋒であると新聞などでも大々的に宣伝しています。

しかし、韓国や台湾の被害女性たちの多くは、「国民基金」からの「償い金」の受け取りを拒否しています。彼女たちは日本政府が国家賠償をしないために民間基金による支払いでごまかそうとしていると見ているからです。それでも何とか受け取らせようと「国民基金」は被害女性たちにさまざまな形で誘惑や圧力をかけ、被害者の中や被害者と支援団体の間に分裂や不信の種をまいているのです。しかし、被害女性たちの激しい批判を受けて、台湾と韓国の政府は「国民基金」と同額を被害女性に支払ったため、「国民基金」がこれ以上策動することは難しい状況になっています。

このため、「国民基金」は女性尊厳事業の推進に拍車をかけ、日本国内のさまざまな女性グループなどに助成金申請を呼びかけています。しかし、「慰安婦」にさせられたアジアの女性たちが受け取りを拒否しているのに、同じ財団からの助成金は受け取れないと、どんなに財政的に苦しくても、助成金申請をしない女性団体も少なくありません。戦後責任を真剣に考えるならば、被害女性の正当な要求を無視し、女性に対する国家の戦争犯罪の責任を回避するための「国民基金」に協力することはできないという立場を貫いているのです。そして、「国民基金」が女性運動を分断に導く結果になっていることも憂慮され

ています。

従って、日本政府が女性の人権活動を支援するならば、「国民基金」とは全く切り離して助成すべきだと、多くの女性団体が政府に申し入れているのです。「国民基金」からの助成を受けることは、「慰安婦」制度被害者の気持ちを踏みにじることになるからです。

VAWW-NET Japanは、「慰安婦」に奪われた正義と名誉を回復するためには国家賠償とともに責任者処罰も必要だと考え、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」を2000年12月に東京で開く準備をしています。そのような立ち場から、「国民基金」を拒否している被害女性たちの意思を尊重し支持しています。また、「国民基金」からの助成を受けない日本の女性団体やNGOに敬意を表します。

ひとりでも多くの人々が「国民基金」の解体に向けて努力し、日本政府に真相究明、国家賠償、責任者処罰などの法的責任を果たさせるために力を合わせることを期待しています。

11 「国民基金」から助成を受けることについてのIMADRへの質問

- 1) どのようなプロセスで「国民基金」から助成を受けることを決定されたのでしょうか。人身売買地域会議以外にも助成を受けているのでしょうか。
- 2) 助成を受けることに内部で疑問や批判的な意見は出なかったのでしょうか。
- 3) 助成を受けることが日本政府の「慰安婦」問題での法的責任の回避に加担することになると考えられませんか。
- 4) 国連登録NGOでもあり国内でも影響力のあるIMADRが助成を受けることの日本国内外での社会的影響を検討されたのでしょうか。
- 5) 「国民基金」に反対している被害女性たちにどう説明され、対応されるのでしょうか。
- 6) 「国民基金」反対の意見が広く存在する中でも、結局、助成を受けることにした理由は何でしょうか。
- 7) 人身売買地域会議参加者に「国民基金」の助成を受けることを説明されたのでしょうか。
- 8) 女性の活動に対する政府の助成は「国民基金」と切り離して別個に行なうべきだという女性団体の政府への要求に同意されますか。
- 9) これだけ批判や反対を受けている「国民基金」を今後どのようにすべきだと考えていますか。
- 10) 日本政府が謝罪と賠償をすべきだという「慰安婦」たちの正当な要求実現のために、今後、国連その他の場でどのような活動をされるのでしょうか。

以上

VAWW-NET Japan運営委員

反差別国際運動理事長 ニマルカ・フェルナンド様

私は、反差別国際運動（IMADR）が人種差別に反対し人権を守る活動を国際的なNGOとして精力的に推進されてきたことに心から敬意を払い、微力ながら協力もさせていただきました。

このたび、東京で3月21日―23日に開催される「女性と子どもの人身売買に関する地域対話会議」のご案内をいただき、また、それに先立って、担当スタッフの方々から、この会議への協力と参加を要請されました。1970年代からアジア女性の人身売買問題に取り組んでまいりました者として、「アジアにおける地域協力の強化をめざして」このような会議が開かれることは意義あることと思います。

ただ、この会議が「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金・国民基金）の助成を受けて開催されることは、この基金に対してはっきりと反対の立場を内外に表明している「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（VAWW-NET Japan）代表をつとめている私といたしましては、懸念や疑問を持たざるを得ません。従いまして、VAWW-NET Japanで、この会議への参加・協力について検討致しました結果、別紙のような見解と質問をまとめました。

この会議の参加者、とくに、海外参加者の中には「国民基金」について十分な情報がないままに参加される方もあるかと思っておりますので、これらの見解と質問を、ぜひ参加者にもお伝えいただき、IMADRとしてご回答をいただけますようお願い致します。

IMADRが国際人権団体として実績を積み、日本の内外に大きな影響力を持っているNGOであるだけに、国民基金への対応を公けにすることはアカウンタビリティの問題ではないかと思えます。そして、IMADRが今後も、女性の人権も含めてさまざまな分野での人権活動に、国際的にも、国内でも、より一層強力に取り組まれることを期待し、協力させていただきたいと考えておりますことをご理解下さり、できましたら、会議の前にご回答をいただけましたら幸いです。どうか、よろしくお願い致します。

1999年3月14日

VAWW-NET Japan代表

松井やより

135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

Fax 03-5387-4088

E-mail vaww-net-japan@jca.az.spc.org

アジア女性基金

「女性に対する暴力・性的虐待に関するメンタルケアセミナー」In東京



●マギー・シーグラー

クリニカルカウンセラー。カナダで、約20年間にわたり、トラウマカウンセリングに關する種々のトレーニングワークショップに取り込む。近年は旧ユーゴスラビアにおいて、紛争下でトラウマに悩む女性のためのメンタルケアに取り込むなど幅広い活動を展開している。

[illegible]

マゼン・ジ・サ・ア・ス
に、サ・マ・のめり方な
はと、ゆるゆると、
開かすせられ、
シ・ボ・ア・とをりま
カ・マ・の統計では
女の三人に一人がとも
の間に性的虐待をま
た、四分の一の女性が、過
激な又は現在、大抵の
男をきけるに困難がある
と認めている。女性に対す
る暴力といった概念は、固

て受けなれた。胸のつか
う人を愛するに
、このたのしみからか
いしにふくまぬ、敏は
まず、被害者がたいて
い、その被害をうける
前に耳を打つことだと
ある。

また、私がこの仕事を

証人にな

社会的な活動が癒しをサポートする

[illegible]

社会的な活動が癒しをサポートする

[illegible]

第3日

当番者のエンバワメント
をサポートする

又練習が往還しなくてはならぬこと、伊集院であつても、段に立るとし進んで、競争者を下す事、力な立場に置かれてしまつて、うといことがあります。

大塚では、シンポジウムは2月27日から3日間

[illegible]

は、いになしこと

ニングの概要 ● ● ●

て家で、いつでも簡単に、
継続するために工夫した

①とつなぐの要が
よくなり、人について来

その結果、文芸が得意な
とつては、言葉と文字
は、いになしこと

進歩は、自分の生活に
合っていて、サポート
は、いになしこと

者をサポートするための
・トレーニングに参加して

一、

暴力や性的虐待によって心に深い傷(トラウマ)を受けた女性たちの多くが、その後、身体的・精神的苦痛、つまり、心身の後遺症として障害(PTSD)に悩んでいるといわれています。きめ細かく精神科・経済的・社会的な支援体制を組むことが必要です。そして、ふたたび精神的打撃を受けることのないようサポートのあり方が求められています。こうした被害を受けた女性の立場にたったサポートを考えるシンポジウムが、財団法人女性のためのアジア平和開発基金(アジア女性基金)の主催で、1999年2月20日、東京ウィメンズプラザで開かれました。また、続く21日から3日間、茨城のためのスキルトレーニングも行われました。

スキル
トレーニング

女性に対する暴力は人々を悩ませる重要な社会的問題である。この問題の解決は、
 第一、法的保護の増強、
 第二、被害者の救済、
 第三、文化圏への啓蒙活動等を通じて、
 増し、文藝活動の増進のよりよい環境を
 作り出し、社会的に正しい文化環境の
 創設が求めらるべきである。

「アジア女性被害者」は、今年
 二月、アジア女性サポーターに
 あつて、いかなる女性にも、
 女性に対する暴力が横行する
 ための法律は比較的に
 進歩した上で、女性に対する
 ギンギョーシブツが少なく、
 日本は、この点で、三
 日目のスタートラインに達して
 いると報告された。

●●● スキル・トレーニングの概要 ●●●

第1日

て安全で安心できる環境を
 準備するためにこうした
 ①人とのつながり
 よがえり、人宅に

当事者と支援者の
基本的信頼関係をつくる

[illegible]

723

トウワウの雄しのプロには、以下のような三ステップがあります。

①自分に何が起ったのかを理解し、被害者となるのではなく、被害者をもつようになる。

②トウワウとなった後、責任を分け、サバイバル。心に傷を負いながらも、それを乗り越えてきた人としての経験をもちよう。

第3日

支持者のエンパワーメントをサポートする

当事者をサポートするための
スキル・トレーニングに参加して

大塚では、シンポジウムが2月28日、スキルトレーニングは2月27日から3日間開催されました。

「政治的無能」に對する

「僕はとうとう其のた
んがきだしてゐる。其の
人柄は一變、それまで其の
ヤリとローでござつたらうが、
今ロウでござつたらうに
違ひない。今僕の精神は、
ロウなヤリでもなくなつて
來たのだと思ふので」「(笑)
さすれば、さすれば、」

カウペンリンの書信に

カウペンリンの書信に
「カウペンリン、外人入
りのこのシキヤンナ
を、一應、お前さんに預け
ていませう。今日のリニ
ングの要領として、カウペ
ンリンの要領は、カウペ
ンリンが考へました。」「(タ
イムツケ)

[illegible]

100

野女性のためのアジア平和婦人基金(アジア女性基金)
 ASIAN WOMEN'S FUND
 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックス
 電話03-3583-9322 ファクス03-3583-9321
 ホームページ: <http://www.awf.or.jp> e-mail: awf@awf.or.jp

廣告

戦後補償実現！FAX速報 No. 255. 99. 2. 14.

編集・発行：戦後補償ネットワーク ■F102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287

■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 ■E-mail cfrtyc@aol.com

■ナチス強制労働補償問題で米独首脳会談。官民別々の基金9月設立を準備

独シュレーダー首相とクリントン米大統領は2月11日ワシントンで会談し、ナチス時代の強制労働被害者補償問題と米国が保管する旧東独秘密警察資料の返還問題を話し合った。独首相は、メーカーや銀行17社が拠出する強制労働被害者補償のための「和解基金」を9月1日に創設することと政府も別の基金をつくりこれをバックアップする計画などを説明し、米政府の協力を要請した。当初独政府も出資し官民合同の基金を構想していたのが、企業側のみの基金となったことに関しては詳細な内容、理由などが明らかにされていず、今後議論を呼ぶ可能性が高い。補償対象は8～13万人とみられるが、独政府側は、基金の創設によって独企業は米国で起こされている訴訟から免れると期待している。交渉のため8日からワシントン入りしていたホンバハ首相府長官（＝本紙253号既報）にはドイツ銀行のロルフ・フロイア会長が同行し、世界ユダヤ人会議（WJC）のシンガー代表、強制労働被害者代表、イスラエル政府代表、米國務省次官らと精力的に会合を重ね、合意に達した。同長官側は一連の協議は人道的支援についてであって、法的賠償についての話し合いではなかったと強調している。（2/8、9AP、ロイター、2/12朝日、2/13読売・朝日）

■オランダと韓国の元抑留者・捕虜組織の3団体、日本政府への謝罪と補償要求で団結

11・12日の両日東京でオランダ対日道義賠償請求財団のコーエン副理事長、ユングスラガー法律顧問（裁判原告）、日本軍に徴兵されてシベリアに抑留された朝鮮人元捕虜団体シベリア朔風会の李炳柱（リ・ビョンジュ）会長、全国抑留者補償協議会の神林共弥会長らが集まり、今後相互に裁判を支援し、国連人権委員会へのアピールなどを共同・協力で行うことなどを合意し、共同声明を発表した。旧連合国側の元捕虜・抑留者と敵対した日韓の元捕虜、韓国人組織と日本の元兵士らが一緒に日本政府に謝罪と補償を求めて共同したのは初めて。シベリア朔風会と全抑協は2年前から交流を行っていた。（2/13朝日、JT）

■英国元捕虜・民間抑留者、英政府に51年サンフランシスコ条約の見直しを要請

英国の日本軍強制収容所生存者協会と英国元民間抑留者協会の2団体代表は1月13日に英外務省を訪れ、1951年のサンフランシスコ平和条約を見直し、日本政府と捕虜・抑留者問題で再交渉するよう申し入れた。また、「もし英政府にその勇気がないのであれば、昨年カナダ政府が行ったように英政府の予算で補償を行うべきだ」と代表の一人ケイス・マーティンさんは述べた。ホワード英保守党影の外相はこの主張を支持しているが、英政府は従来の立場を変えない方針を表明している。（1/11、12朝日）

■金大統領「歴史問題は清算済み」と発言？自民加藤氏は「戦後処理は終わっていない」

金大中韓国大統領は11日に行われた高村外相との会談の際、「（昨年10月の日韓共同宣言で、過去の歴史の）清算ができた。きっちり謝罪をすることが大切だし、逆に何度も何

度もするのは好ましいことではない」と述べたと12日同外相が記者会見で明らかにした。韓国側からものはや歴史問題を持ち出さないとの考えを示したものと解釈されるが、日本側に重ねて歴史問題で緊張・対立が起きないように先制してクギを差し、3月の小淵訪韓時に重ねて最終的なきっちりとした謝罪を求めたとも解せる微妙な言い回し。(2/12読・宛)

一方、中国では江沢民主席来日後に逆に対日不信が高まり、3月の全国人民代表大会に向けて、党や軍で対日批判が強まる兆しという。ガイドライン問題にからめて解放軍機関紙や共産党機関紙「人民日報」が日本批判の論文をあいついで掲載している。(2/14朝)

また、自民党の加藤紘一前幹事長は9日総裁選挙への政策の柱を発表したが、その中で憲法改正問題にふれて、「真の意味で近隣諸国との間での戦後処理は終わっていない」として、中国・韓国などへの配慮を強調した。(2/10朝)

■【訃報】花岡事件在日の唯一の生存者劉智渠さん逝去

花岡事件の生存者で唯一の在日中国人だった劉智渠さんが2月4日急性心不全で札幌市の病院で亡くなった。78歳だった。合掌。(2/12朝)

■<案内>戦後補償の実現を！日韓市民共同連帯委員会

2月24日(水) 19:00-都職労事務組合支部組合事務所(九段、T03-3265-0671)、首相あて要請文検討、キャンペーン日程検討ほか。同委員会T03-5210-9816、F03-3234-1006

■<案内>「戦争被害調査会」の実現をめざす市民・国会議員の集い

2月25日(木) 16:00-衆議院第2議員会館第1会議室、「恒久平和議連」発足の経過と現状報告、国会議員挨拶ほか、市民からの要望・提言など。呼びかけ=戦争被害者調査会法を実現する市民会議T/F03-3288-2560、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会T03-3265-6071、F03-3265-6076 (*「法律家・有識者の会」や日教組などは同日午後、諸願署名提出の議員への要請行動を行うため、参加者を募集中！同会議室に13時に集合を)

■<案内>「ロラたちのスケッチ展」三鷹展

2月26日(金)~28日(日) 10:00-21:00(26日は20時、27日は18時まで)、スペース「のびらか」(「三鷹」下車5分、T0422-45-3777)、*28日18:00-フロセルビダ・アバノさんを囲んで交流の夕べ、会場費=800円。主催=「ロラたちのスケッチ展」三鷹・武蔵野実行委T0422-46-8590、F0422-48-4015(金)

■<案内>講座・戦争責任第5回「象徴天皇制のパフォーマンスを問う」

2月27日(土) 14:00-全水道会館6F会議室、講師=坂本孝治郎(学習院大教員)、コメンテーター=田中伸尚、資料代=800円。主催=アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷T/F03-5609-8110(樹花舎)

【裁判情報】(*掲載希望は必ず開廷時間と法廷番号を明記の上FAXで編集部まで)

◆2月19日(金) 11:00-在日の「慰安婦」宋神道さん訴訟、結審の予定、東京地裁103号(大法廷に変更。報告集会12:30-弁護士会館1006号、18:00-東京ウィメンズプラザ視聴覚室)

◆2月23日(火) 13:30-関釜裁判控訴審第1回公判、広島高裁304号(報告会/弁護士会館)

【資料紹介】●「関釜裁判広島控訴審・控訴理由書」(被害者・国側双方の準備書面、山本晴太弁護士の講演を収録) 1冊500円+送料180円、申込先=関釜裁判を支援する会F092-713-1880。●「ロラたちのスケッチ展」特製パンフ(ロラたちの絵や体験を紹介。昨年10月の東京地裁判決直後のロラの声も収録) 1冊500円+送料180円。申込先=戦後補償実現市民基金F03-3237-0287。

戦後補償実現！FAX速報 No. 256. 99. 2. 24.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *E-mail cfrtyc@aol.com

■独首相、ナチス強制労働被害者の補償に共同基金設立を正式発表。12社が出資を表明

2月16日シュレーダー独首相は独大手企業12社首脳と会談し、第2次大戦中のナチス強制労働被害者への補償を行う企業による共同基金発足に合意したと発表した。基金は「ドイツ企業の基金イニシアティブー記憶・責任・未来」という名称で、ダイムラークライスラー、フォルクスワーゲン、BMW、シーメンス、BASF、バイエル、ヘキスト、テグサ、クルップ、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、アリアンツ保険の12社が出資。他の企業にも参加を呼びかける。基金総額は約30億マルク（約2200億円）規模とされる。ナチスのポーランド侵攻60周年の9月1日までに発足をめざし、2000年末までに支給を終える計画。対象はユダヤ人だけでなく、国籍や居住区に関係なくすべての被害者に補償する。ユダヤ人、東欧各国住民など約30万人を対象者に見込んでいる。（被害者側は100万人以上の生存を主張）強制労働被害者への個人補償以外に、ホロコーストについての歴史教育や戦後世代の交流などにも使われる。企業側の声明では、基金は「人道的」かつ「ナチ体制下の奴隷労働の使用、ユダヤ人資産の没収、その他の不正に関与したドイツ企業の道徳的責任への回答」と明言。シュレーダー首相は、今回の補償は「戦後補償とは別問題」と述べ、高齢の被害者と米国での集団訴訟に直面する各企業の双方にとって現実的な解決と強調した。先に一部の企業による独自の補償基金は受け入れなかった世界ユダヤ人会議(WJC)も今回の合意は歓迎し、独企業相手の訴訟は終結すると予想している。

一方、被害者側弁護士らは、「基金に参加する企業が少なすぎる。少なくとも現存する企業 263社が奴隷労働を行った」と強調。基金の規模も3～4倍は必要と指摘している。なお、ナチの独ガスを製造したファーベン社は、この基金には入っていない、独自に企業基金を設ける予定。独企業側は米国での訴訟を禁止する米独協定を求めている。（2/17福時）

■独ロシア首脳会談でも強制労働補償問題を協議。シュレーダー首相、解決を約束

19日モスクワを訪れ、エリツィン大統領と会談したシュレーダー独首相は、ロシア人の強制労働被害者への補償は「国家レベルで解決する」と表明。創設の決まった民間基金の枠内で対応することを約束し、エリツィン大統領もこれを評価した。ロシア側はロシア人の強制労働被害の補償対象者は20万人以上と予想している。なお、これに先立ち、ロシア下院議会は4日ロシア大統領と政府に独への個人補償を求める決議を採択した。第2次大戦による旧ソ連の死者は2700万人、内 2/3が占領地での民間人、残りが強制収容所や奴隷労働の結果とされる。98年に独は 800億マルクをナチ被害者の年金などに支給、内10億マルクがロシア、ペルラーシ、ウクライナに配分されたが、ロシアへの支給は4千万マルク（約0.5%）に過ぎなかった。（2/5・19時、20時、21時）

■オーストリア政府ナチス略奪の美術品 250点返還発表

オーストリア教育文化相は11日、第2次大戦中にナチスによって略奪された、戦後もオーストリア国立博物館などに保管されていたロスチャイルド家の個人コレクション約250点を返還すると発表した。返還されるのは17世紀オランダの画家フランツ・ハルス作品を含む絵画、絨毯、骨董品など。ナチスのオーストリア併合によって国外に逃れたユダヤ人の個人コレクションの多くが国家の管理に置かれてきたが、昨年11月に「正当な所有者」に返還する法律が成立した。今後も返還を続けていくという。(2/13歳)

■米国、日系人強制収容補償総額は16億ドル超す。82,364人に補償金を支給

5日に米司法省の補償管理局が閉鎖され、88年市民自由法に基づく戦時強制収容被害者への補償事業が終了したが(本紙254号既報)、米政府は米市民権や永住権を持っていた計82,219人に1人当たり2万ドルを、中南米諸国から追放・強制連行された米国市民権のない日系人145人に1人5千ドル支払ったと発表した。総額で16億4510万5000ドル(約2千億円)が支払われたことになる。(2/21朝)

■フィリピン下院人権小委員会で元「慰安婦」招き公聴会開催

日本政府に「慰安婦」への補償法制定を求める決議案(378号)とフィリピン政府に第2次大戦中の全戦争被害の記録実施を求める法案(3467号)を審議しているフィリピン下院人権小委員会は11日元「慰安婦」を招いて公聴会を行った。出席した15人の元「慰安婦」を代表してフェデンシア・デビッドさん(71)が発言し、決議案と法案を支持し、早期採択を訴えた。両案を提案したロメオ・カンダソ下院議員らは近く訪日し、日本政府と国会に働きかけることを計画している。(2/12ICR'99)

■インドネシア元「慰安婦」らハビビ大統領と国連事務総長に書簡

インドネシアの元「慰安婦」1156人を代理するLBH(法律扶助協会)ジョクジャ支部のブディ・ハルトノ弁護士は5日ハビビ・インドネシア大統領に書簡を送り、改革事業の中で女性の人権を重視するよう求め、「慰安婦」被害者の役に立っていない「国民基金」の資金による事業を厳しく批判。「国民基金」との契約を放棄するとともに、日本政府が元「慰安婦」に公式かつ個人への謝罪状を発行するようインドネシア政府が要求することを求めた。また18日には国連のアナン事務総長あてに書簡を送り、インドネシアの元「慰安婦」の現状、日本政府の対応を報告し、被害の認定、戦争犯罪の認定、日本政府の被害者個人への公式謝罪を求めた。(2/5, 18ICR'99)

■【裁判報告】●17日花岡事件控訴審(東京高裁)第4回公判で田中宏一橋大学教授が、中国人強制連行の歴史的背景と構造について、事例を示して説得力のある証言。次回公判は4月19日(月)15:30-。●19日在日の「慰安婦」裁判(東京地裁)が結審。原告の宋神道さんが「2度と戦争しちゃいけない」と力をこめて陳述をしめくくった。判決は5月28日(金)11:00-。●23日関釜裁判控訴審(広島高裁)第1回公判で原告の朴頭理、朴小得さんが意見陳述。弁護士が控訴理由を陳述。次回5月21日(金)13:30-。

■<案内>「ロラたちのスケッチ展」来日ロラ、ナルシサ・クラベリアさん(67)に変更

2月26~28日三鷹「のびらか」(T0422-45-3777)、3月2~3日長野市勤労女性会館(T026-237-8300)で開催されるスケッチ展のゲストが予定していたフロセルピダ・アバノさんからナルシサ・クラベリアさん(67)に変更になった。クラベリアさんは、日本軍によって両親と兄弟姉妹を惨殺され、12歳で自らも強姦され、日本軍の駐屯所で性奴隷にされた体験を持つ。三鷹での証言は28日(日)18:00-。問合せはT0422-46-8590、03-3262-4971へ。

戦後補償実現！FAX速報 No. 257. 99. 3. 6.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■F102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 日 *E-mail cfrtyc@aol.com

■名古屋三菱を相手どって元勤労挺身隊員の韓国人女性5人が名古屋地裁に提訴

第2次大戦中に女子勤労挺身隊員として朝鮮から徴用され、名古屋市三菱重工の航空機工場で苛酷な労働を強いられ、賃金も未払いのまま戦後帰国した朴海玉さん(68)ら韓国人女性5人(様250号)が、三菱重工に公式謝罪と総額1億5千万円の損害賠償を求めて3月1日名古屋地裁に提訴した。提訴後の記者会見でハルモニたちは、工場での差別の実態や帰国後も「慰安婦」と同じように差別され、名古屋にいたことを隠して生きてきたことなどを涙ながらに訴えた。内河恵一弁護士団長は「訴えは、明治以来の日本と韓国の歴史の見直しを日本人に迫るもの」と訴訟の意義を語った。元勤労挺身隊員の提訴は、不二越、関釜、沼津について4件目。支援する会では訴状を頒売中（1冊千円+送料240円）、会員も募集中（年会費3千円）。申込み先F052-731-9445(小出)、新しいHP:www.na.rim.or.jp/-kenko/nagoyamitsubishi/top.htm へ。(3/1期)

■日本生命に植民地時代の保険金支払いを求めて、韓国人遺族が大阪地裁に提訴

1935年に父親が仕事の関係で来日時に48円を支払って日本生命保険の「利益配当付き養老生命保険」に加入し、45年12月に亡くなった保険の受取人である息子の崔圭明さん(75)は日本生命(大阪)に5百万円の支払いを求める訴訟を1日大阪地裁に起こした。崔さんは保険契約があったことも知らず、同社からも何の連絡もないまま、95年に父の遺品を整理していて保険証券を発見。同社に手紙で請求したが、「65年日韓協定と財産権に関する措置法で、債権は消滅した」として支払いを拒否された。崔さん側は日韓協定と措置法を理由に支払わないのは不当と主張、契約上の保険金千円に物価・賃金上昇分を加算した。崔さんは「金より正義を問いたい」と語っている。(3/1期)

■市民グループ、訪韓予定の小渕首相に戦後補償の早期実現を要請

戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会（共同代表＝坂内義子ほか）は1日総理府を訪ね、小渕首相に、①「国民基金」の凍結と「慰安婦」被害者への謝罪と補償の実施、②韓国人元軍人・軍属、強制連行被害者ら戦後処理、③韓国人元軍人・軍属、「慰安婦」、強制連行などに関する全資料の開示、を求める要請書を提出した。同委員会は20・21日に訪韓を予定している首相に戦後補償の実行を求める日韓市民連帯集会を17日(水)18:30-渋谷区勤労福祉会館(経PARCO)で開く予定。連絡先T03-5210-9816 F03-5234-1006(3/1期)

■「戦時下の真相究明法の成立をめざす市民・国会議員の集い」開く

2月25日衆議院第2議員会館で、恒久平和のため真相究明法の成立を目指す国会議員連盟（会長＝鳩山由紀夫衆院議員・浜四津敏子参院議員）、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会（会長＝土屋公献）、戦争被害調査会法を実現する市民会議（共同代表＝西野瑠美子・西川重則）が合同で院内集会を開き、超党派の衆参両院22名の議員、市民約100

人が参加した。参加議員の挨拶、法案検討の現状、各地での取り組み報告などが行われた。

また、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会は同日衆参両院 290人の議員に真相究明法の早期制定を求める約13万人分の請願署名の提出を要請する一斉行動を行った。

■サハリンからの永住帰国者療養施設完成。北朝鮮在住被爆者医療支援に政府協力の用意

3月2日、韓国・ソウル西方の仁川市にサハリンからの永住帰国者のための治療・療養施設「仁川サハリン同胞福祉会館」が完成し、開館式が行われた。日韓両政府が94年に建設に合意し、韓国側が敷地を提供。日本政府が建設費5億円を拠出し、日韓の赤十字社が事業を担当して昨年3月着工し、先月完成したもの。地上2階・地下1階、延面積3445平方Mで治療室も併設。早速、治療・療養を必要とする百人が入居した。日本政府の予算による帰還支援で完成した施設としては初めて。開館式には日赤社長、大韓赤十字社総裁、日本政府関係者らが出席した。今年末には千人収容のアパートも完成予定。日本の敗戦後、ソ連支配下のサハリンから帰国できなかった韓国・朝鮮人は約4万3千人。(3/3組・誌)

一方、在日朝鮮人被爆者連絡協議会の李実根会長らは3日野中官房長官に会い、①北朝鮮の医師が日本で被爆者治療について学ぶ、②北朝鮮在住被爆者の来日治療などを要望した。野中長官は「可能な限り協力し、人道上の務めを果たしたい」と答えた。(3/4組/誌)

なお、金大中大統領は2月24日就任1周年の記者会見で、北朝鮮をめぐる懸案の包括的解決の必要性を強調し、「米国、日本と北朝鮮との国交正常化が望ましい」と述べた。(2/24誌・刊) また、自民党の中山正暉代議士(衆院予算委員長)は6日から9日まで北朝鮮を訪問し、関係改善への環境整備を進めているとみられる。(3/3組)

■マルコス政権下の人権侵害被害者に1億5千万ドル(約180億円)賠償へ

フィリピンのマルコス元大統領政権下で拷問などの人権侵害を受けた被害者・遺族9539人が同元大統領の亡命先のハワイの米連邦地裁に損害賠償請求を求めて提訴し、ハワイ連邦地裁陪審が95年に懲罰的損害賠償を含めて総額19億ドル(約2280億円)の支払いをマルコス家に命じていたが、2月25日までに被害者・遺族とマルコス家の間で1億5千万ドル(評決額の約8%、約180億円)で和解が成立した。昨年誕生したエストラダ政権が資産のあるスイス、米国の当局者らに働きかけていたもので、賠償金はフィリピン中央銀行管理下のマルコス資産(5億9千万ドル)から支払われ、金額は被害の程度によるとされている。原告側のロバート・スウィフト弁護士は「独裁国家の人権侵害で被告側がこうした形で人権を回復できるのは初のケースで、歴史的」と評価している。(2/26・27組)

■＜案内＞講演&パネル展示・「戦争ってナンダ？」展—戦争をめぐる全体像を追う—

3月7日(日)～13日(土) 10:00-20:00(13日のみ17時まで)、中野ゼロ・西館(1-2F) 連日講演・ビデオ上映、会場費=500円(高校生以下無料)、詳細は実行委へT/F03-5341-3462(ABC企画・731・毒ガス展事務局)

■＜案内＞戸塚悦朗著「日本が知らない戦争責任」(現代人文社刊)出版記念の集い

3月12日(金) 18:30-弁護士会館(霞が関) 1005号室/著者講演会、19:00-1003A室/懇親会、会費=2000円(講演会のみは500円)、本代=3600円(当日割引あり)、呼びかけ人=本岡昭次・土屋公献・中川昌輝ほか、申込みT03-5379-0307、F03-5379-5388 現代人文社成澤。

【裁判情報】●3月10日(水) 15:30-フィリピン「慰安婦」控訴審第1回公判、東京高裁 812号(原告代表F・デビッドさん陳述ほか、報告集会17:00-弁護士会館502号) ●3月12日(金) 三菱長崎控訴審、福岡高裁。【お詫び】今号発行が遅れました。お詫びします。

戦後補償実現！FAX速報 No. 258. 99. 3. 15.

編集・発行：戦後補償ネットワーク ■F102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *E-mail cfrtyc@aol.com

◆ILO専門家委員会、「慰安婦」「強制労働」で日本政府に補償勧告

3月11日ジュネーブで発表されたILO（国際労働機関）条約勧告適用専門家委員会の年次報告意見書は、日本の項目で5頁にわたって「慰安婦」と「強制労働」問題を取り上げ、日本政府と企業に個人補償を行うよう求める勧告を行った。報告書で「慰安婦」が取り上げられたのは、96、97年に続いて3度目。「女性のためのアジア国民基金」が各国の被害者の大半によって拒否され、受け取ったフィリピンの被害者からも「首相の手紙」が拒否された事実を紹介する一方、関釜裁判下関判決とマクドゥーガル報告を重視。日本政府の主張を退け、「国民基金」は被害者の期待に応えていないと指摘。解決のための時間が少なくなっていることを踏まえて早急に被害者に個人補償するよう日本政府に促している。また、230を超える日本の労働組合の提起を受けて今回初めて「強制労働」も取り上げ、1946年外務省報告書の存在や高い死亡率を重視し、29号強制労働条約違反を認定。政府間の支払いは不十分とし、被害者個人への補償措置を早急にするよう求め、日本政府に継続した情報提供も要請した。（3/12朝・朝・朝・朝）強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク（永村誠朗代表）は12日同報告を「画期的」と評価し、日本政府に同勧告受入れを求める声明を発表した。報告該当部分試訳希望者は国連NGO連絡会（FAX03-3237-0287）へ。

◆在日韓国人元軍人・軍属への恩給差別是正に官房長官前向き発言。韓国から異議も

9日の衆院内閣委員会で野中官房長官は佐々木秀典衆院議員らの質問に答えて、在日韓国人の旧日本軍軍人・軍属とその遺族が国籍条項によって恩給を支給されていない問題に関して、「どんな処置をすれば責任を果たせるか、内閣として検討したい」と前向きな態度を示した。記者会見でも「韓国にいる旧軍人・軍属には韓国政府の補償があったが、在日の方々には補償がない。韓国政府とも充分話し合い、解決に努力するのが内閣の責務だ」と述べた。（3/10朝）12日の衆院厚生委員会でも山本孝史衆院議員らが繰り返し質問したが、宮下厚生大臣は態度を明らかにせず、「議論を内閣委員会に伝える」と述べるに留まった。参議院予算委員会でもこの点についての質問が行われる予定だが、概して厚生省・外務省の官僚は消極的で、野中官房長官の意欲が先行している印象。（3/14朝）一方、韓国の元捕虜団体のシベリア朔風会（李炳柱会長）は10日金大中大統領に要請書を送り、野中長官発言には事実誤認があり、韓国政府は元日本軍人・軍属に補償を行っていないと抗議するとともに、金大統領が近く訪韓する小渕首相に韓国人元軍人・軍属への個人補償を要請するよう求めた。この点について、12日在日韓国大使館を訪れた「戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会」の大島孝一氏らに金炳宇公使は、「韓国政府が65年日韓条約・請求権協定後に支払ったのは死亡した軍人で日本政府から名簿が届けられた分のみで、きわめてわずかな人数に過ぎない」と説明した。（3/12ICR）

◆世界女性デーにインドネシア元「慰安婦」小淵首相あて要請書。「国民基金」解散要求
インドネシアの元「慰安婦」1156人を代理する法律扶助協会(LBR)・ジョクジャカルタ支部は3月8日の世界女性デーを機にジャカルタの日本大使館に小淵首相あて要請書を送り、被害者の尊厳を守るために日本政府が公式謝罪を行い、補償を行うよう求めるとともに、責任回避のために設立した「国民基金」を早急に解散するよう申し入れた。(3/9ICR)

◆731部隊戦犯らの資料提供拒否と米司法省担当官が日本政府を非難

非人道的行為に加担した元戦犯らの米国への入国を禁止する「ホルツマン法」にもとづき、米司法省は日本政府に731部隊関係者らの資料提供の協力を求めたが、日本政府は3年間にわたってこれを拒否し続けていると4日付ニューヨーク・タイムス紙が報じた。米司法省犯罪局のエリ・ロゼンバウム特別捜査部長は「友好国が戦犯の生年月日などを情報の提供しないことは驚くべきこと」と非難している。ドイツなど欧州の入国禁止者リストは約6万人だが日本人は2桁にとどまっているという。(3/5読・外)

◆スウェーデン政府、不妊手術強制で1人260万円補償へ。豪先住民も強制隔離に賠償請求

3月4日スウェーデン政府は、1935年から76年までに約6万人の社会的弱者が国に不妊手術を強制させられたととれる問題で、過去の政策の過ちを認め、被害者1人当たり17万5千クローネ(約260万円)の補償金を支払うことを決定、近く国会に補償法案を提出すると発表した。優生政策に基づく「断種法」で、不妊手術を受けた人の数は政府の調査では約6万3千人で、内本人の意思に反して手術を強制されたケースは6千~1万5千とみられる。(3/7読)一方、オーストラリアの先住民アボリジニー2人が、1940、50年代の白人同化政策で、アボリジニーの子供が強制的に教会などに隔離された問題で、「幼い頃強制的に親から引き離された苦痛は今も続いている」と国家賠償を求める訴えを1日ダーウィン連邦地裁に起こした。(3/7読)またニューヨークに本部のある国際人権NGO「中国人権」は、中国で89年6月の天安門事件の犠牲者の遺族がこのほど被害者団体を結成し、江沢民国家主席らに事件の真相究明や賠償を求める公開書簡を送付したと3日発表した。(3/3韓)

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を！月例サイレント・デモ

3月17日(水) 11:30-参院議員会館前、13:00-議員に要請行動。呼びかけ=「慰安婦」問題の立法解決を求める会T03-3262-6646、F03-3237-0287、

■<案内>小淵首相は戦後補償の決断を！3・17日韓市民連帯集会&デモ

3月17日(水) 18:30-渋谷勤労福祉会館(バルコ向い)、発言=金鐘大(韓国太平洋戦争犠牲者遺族会会長)、金信実(韓国挺身隊問題対策協議会社会福祉委員長)ほか。資料代=500円。集会後、渋谷駅周辺デモの予定。なお、13:30-参院第1議員会館第3会議室で記者会見、15:00-内閣外政審議室に申し入れを予定。主催=日韓市民連帯共同委員会T03-5210-9816、070-5210-2453、F03-3234-1006、

【裁判情報】(*掲載希望は、開廷時刻と法廷番号明記の上、FAXで編集部まで)

●3月18日(木) 11:00-強制連行・劉連仁訴訟第13回公判、東京地裁626号

●3月19日(金) 13:20-平頂山事件第8回公判、東京地裁709号

●3月25日(木) 13:00-三菱広島・判決公判、広島地裁

【資料紹介】●パンフ「宋さんといっしょに=PART2=」:証人尋問調査(藤原彰、川田文子さん)、吉見義明教授鑑定書などを収録。頒価800円(〒310円)、申込先F03-3785-1182、●フィリピン人元「慰安婦」裁判控訴審準備書面コピー(242頁、800円(〒310円)、F03-3988-0808へ、